

公立陶生病院夜間看護補助者派遣業務公募型プロポーザル実施要項

1 業務の概要

- (1) 業務名
公立陶生病院夜間看護補助者派遣業務
- (2) 業務内容
別紙「公立陶生病院夜間看護補助者派遣業務仕様書」による。
- (3) 基本契約期間
令和3年12月から令和6年9月まで（34か月）
※地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく「長期継続契約」とする。
翌年度以降において、本契約に係る予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することがある。
- (4) 個別契約
基本契約の期間内において、最長でも1年以内の個別契約を締結する。
- (5) 個別契約における契約上限金額
個別契約における契約金額は、1名あたり時間単価2,420円（消費税額及び地方消費税額含む。）を上限とする。
- (6) 業務場所
愛知県瀬戸市西追分町160番地内

2 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和2・3年度瀬戸市入札参加資格者名簿（物品等）において、業務分類の取扱内容（小分類）に「人材派遣」が掲載されている者であること。
- (3) 公告日から優先交渉者選定までの間において、公立陶生病院組合又は瀬戸市から指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 瀬戸市から「瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (7) 愛知県内に本店又は支店（営業所）を有する者であること。
- (8) 平成28年度以降、本店又は支店（営業所）において、500床以上の急性期病院における看護補助者派遣業務の実績を有する者であること。
- (9) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）により、労働者派遣事業の許可を受けている者であること。

- 3 担当部署** 担当部署及び問い合わせ先
〒489-8642 瀬戸市西追分町 160 番地
公立陶生病院 事務局企画部医事課 櫻井政、岩田、夏目
電 話 0561-82-5101 (内線 4470) F A X 0561-82-9139
メールアドレス：ijika@tosei.or.jp

4 プロポーザル参加資格確認申請

- (1) 提出書類
プロポーザル参加資格確認申請書 (様式 1)
※公立陶生病院ホームページからダウンロードすること。
公立陶生病院ホームページ <https://www.tosei.or.jp/>
- (2) 添付書類
ア 会社概要
イ 登記事項証明書
ウ 直近から過去 3 年間の決算書 (財務諸表、貸借対照表を含む。)
エ 賠償責任保険等に加入している場合、その加入内容が分かるもの
オ 個人情報保護対策に係る外部認証を受けている場合、その認証が分かるもの
カ 受託した実績を証する書類 (契約書の写し又は受託した医療機関が発行する履行証明書)
- (3) 提出部数
各 1 部 ※提出書類は A 4 サイズの縦長
- (4) 提出場所
「3 担当部署」と同じ
- (5) 提出方法
持参 (土、日曜日及び祝日を除く 9 時 00 分から 17 時 00 分まで) 又は郵送 (書留郵便に限る。) とする。
- (6) 提出期間
令和 3 年 10 月 11 日 (月) から 10 月 22 日 (金) 17 時 00 分まで (郵送の場合、必着とする。)
- (7) プロポーザル参加資格確認申請書を提出した者のうち、資格を有すると認められた者を提案者と認め、その結果を通知するものとする。
※令和 3 年 10 月 27 日 (水) 発送予定

5 提案書の提出方法等

提案者として認められた者でプロポーザル参加を希望する者は、提案書を次のとおり提出することができる。

- (1) 提出期限
令和 3 年 11 月 12 日 (金) 17 時 00 分必着
- (2) 提出場所
「3 担当部署」と同じ

(3) 提出部数

正本 1 部 副本 5 部

(4) 提出方法

持参（土、日曜日及び祝日を除く 9 時 00 分から 17 時 00 分まで）又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

(5) 提案内容及び参考見積書

提案項目は以下のとおりとする。なお、提案書の作成にあたっては、仕様書に基づくほか、診療科目、診療指定事項等については病院概要（病院ホームページ）を参照すること。

提案項目	提案細項目
1. 会社概要	事業遂行能力（事業内容・規模、経営状況等） 同種同規模事業受託実績及び成果
2. スタッフの確保・管理体制	人材確保対策（経験者・有資格者の確保対策、他病院における派遣実績、欠員発生時の対応方法及び実績） 派遣労働者の採用基準、採用方法（人的資源における質及び量の確保） スタッフ管理の責任体制（勤務状況の把握方法、勤務評価の方法） 緊急・災害時対応（適切な連絡体制） 離職防止対策、現場の欠員対策
3. 研修体制	社内研修制度・人材育成計画の有無及び内容（新規採用時・採用後研修の適切な実施、資格取得支援） 接遇教育の具体的な内容及び方法
4. 業務導入時支援体制	業務導入時スタッフの確保 業務導入時スタッフの引き継ぎ体制
5. 独自提案	仕様書外の提案
6. 参考見積書	1 名あたりの時間単価（夜間割増時間単価含む）

(6) その他

ア 書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

ウ 提案は原則文章によるものとし、文章を補完するために必要な図面、写真、イラスト等は使用可能とする。

エ 提出書類は A 4 サイズ（様式自由）にて提出し、カラー印刷可（裏表印刷不可）とする。

オ 提案について「提案項目」「提案細項目」ごとに、ポイントを押さえ、簡潔明瞭を旨とし、記載すること。

カ 参考見積書については、1 名あたりの時間単価（夜間割増時間単価を含む。）を記載して提出すること。なお、様式は任意とする。

6 質問受付

本プロポーザルに係る本実施要項及び仕様書に関する質問は、質問書（様式2）により提出すること。

※公立陶生病院ホームページからダウンロードすること。

公立陶生病院ホームページ <https://www.tosei.or.jp/>

(1) 提出期間

参加資格確認申請に関すること：令和3年10月11日（月）から10月20日（水）17時00分まで

企画提案に関すること：令和3年10月27日（水）から11月2日（火）17時00分まで

(2) 提出場所

「3 担当部署」と同じ

(3) 提出方法

持参（土、日曜日及び祝日を除く9時00分から17時00分まで）又は電子メールにて提出すること。なお、電子メールにて提出する場合は、必ず電話にて到達確認を行うこと。

(4) 質問の回答

参加資格確認申請に関すること：随時、公立陶生病院ホームページにて回答する。

企画提案に関すること：電子メールにより令和3年11月5日（金）までに提案者として認められた者全員に回答する。

7 選定方法等

- (1) 審査は「公立陶生病院夜間看護補助者派遣業務公募型プロポーザル評価委員会」が評価基準に基づいて審査し、最も優れている提案者を優先交渉者とする。
- (2) 審査方法は提出された提案書を基にプレゼンテーション及びヒアリングの内容を審査し決定する。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリング
 - ア プレゼンテーション及びヒアリングは、11月中旬に行うものとし、日程、場所等の必要事項については提案者に別途通知するものとする。
 - イ プレゼンテーション及びヒアリングは30分程度（15分のプレゼンテーション、その後ヒアリング）とする。
 - ウ 出席者は4名以内とする。
 - エ パソコンを使用する場合は、パソコン及びプロジェクターは各自で準備すること。
- (4) 提案者が一者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。
- (5) 審査結果は後日、各提案者に文書をもって通知する。
- (6) 優先交渉者と契約締結にやむを得ない理由により契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たに交渉者として手続きを行うものとする。
- (7) 提案者のいずれもが病院側が求める最低基準に達していないと判断されるときは、優先交渉者を決定しない場合がある。

8 無効となる提案等

次に該当する提案は無効とする。

- (1) 本要項に示した提案資格を有しない者の提案
- (2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- (3) 提案書等の作成及び提出に関する条件を違反した提案
- (4) 評価の公平性に影響をあたえる行為をした者の提案

9 その他

- (1) 選定された優先交渉者は、公立陶生病院組合管理者との間に地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく「長期継続契約」を基本契約として締結することとする。翌年度以降において、本契約に係る予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することがある。
なお、個別契約の金額については、選定された事業者と別途協議のうえ、決定する。
- (2) 契約内容は、仕様書及び提案書に基づいて決定するが、協議の上で仕様書の内容を変更する場合がある。
- (3) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）によるものとする。
- (4) 本要項に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令、公立陶生病院組合契約規則等の定めによる。
- (5) 参加資格確認申請書を提出後に参加を辞退する場合は、令和 3 年 11 月 12 日（金）17 時 00 分までに辞退届（様式 3）を持参（土、日曜日及び祝日を除く 9 時 00 分から 17 時 00 分まで）すること。